

—— 特集 ——

特別座談会 交通損害賠償の現在とこれから

先天性両側感音性難聴の障害がある 年少者の逸失利益

——大阪地判令和5年2月27日交民56巻1号261頁

報告者 東京地裁民事第27部
倉鋪卓徳 Takunori Kurashiki
※肩書は令和8年3月現在のもの

藤村：東京地裁民事第27部の裁判官の皆さんと『交通事故民事裁判例集』（以下「交通民集」という。）の編集委員との座談会を開催いたします。

今回のような座談会は、実に10年ぶりでございます。裁判官の方は入れ替わって、清新な良い雰囲気が横溢していると思います。裁判官の皆さんと交通民集の編集委員とで、時には挑発を交えて刺激しあっていただいて、様々な意見を引き出していただきたくお願い致します。今回は、交通民集56巻に掲載された裁判例から抽出したものを基に3つのテーマについて議論していただきます。

十分な議論の時間があるわけではございませんが活発な意見交換ができるよう、どうぞよろしく申し上げます。



藤村和夫氏

I 事案の概要及び問題提起

1 損害の捉え方

藤村：大阪地判令和5年2月27日判決をメインとしますが、既に控訴審判決（大阪高裁令和7年1月20日自保ジャ 2177号1頁）も出ておりますので、そちらも併せて見ていくことができればと思っております。では、まずは倉鋪さんから、基調報告的にご意見をうかがえればと思っております。

倉鋪：東京地裁民事27部の倉鋪卓徳と申します。珍しい名前だと言われますが、野球が大好きな父親が、江川卓選手、原辰徳選手から1文字ずつ拝借して名付けたと聞いております。ただ、私自身は別に野球をしていたわけではありません。

さて、対象の裁判例の検討を進める前に、実務が前提としている理解等を整理しておきたいと思っております。不法行為法の制度趣旨を損害の公平な分担と捉え、損害を差額説で理解する、基礎収入の認定基準あたりから実体法と手続法の両方が関わってきて、「できる限り蓋然性のある額」ということで普段考えていると思っております。その上で、どの統計をどのように使うのか、どのような事情をどのように考慮するかを考えていると思っております。